

発教生第447号
平成29年9月29日

鳥取市社会教育委員会議
会長 土井康作様

鳥取市教育委員会
教育長 尾室高志



地区公民館における社会教育施策について（諮問）

社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項第2号の規定に基づき会議を開催し下記の事項について御審議を賜りたく諮問いたします。

記

1 諒問事項

地区公民館を活用した社会教育施策の推進について

2 調査及び審議内容

- (1) 地区公民館における充実した社会教育活動の推進
- (2) 地区公民館を拠点とした地域学校協働活動の推進

（諮問理由）

公民館において「地域課題解決型学習」の推進による地域コミュニティの維持・活性化への貢献、社会的包摶への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供における中心的な役割を果たすことが求められる中、本市の地区公民館においても、生涯学習・社会教育はもとより地域コミュニティの拠点施設として様々な活動に取り組んでおります。

一方で人口減少や高齢化の急激な進展など地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、社会教育が果たすべき役割やその推進体制に多くの課題を抱えています。

このような中、平成27年12月の中央教育審議会の答申では、「地域学校協働活動」（「学校を核とした地域の活性化」を図る観点から、地域と学校がともに連携・協働し、子供たちの成長を支え、さらに地域を創生する活動）という概念が示され、平成29年3月の社会教育法の改正において同活動に関する連携体制の整備や「地域学校協働推進員」に関する規定が整備されました。

鳥取市教育委員会としては、この機会を捉えて社会教育施策における地区公民館の役割を明確化し、地区公民館における社会教育機能の充実と地域学校協働活動の推進を図りたいと考えており、地区公民館を活用した社会教育施策の推進について御審議賜りたく諮問する次第です。